

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び
公営企業の資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を、下記のとおり公表します。

記

1. 健全化判断比率 (単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	3.5 (25.0)	3.8 (350.0)

注1：実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載

注2：下段（ ）書きは、早期健全化基準

2. 資金不足比率 (単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
水道事業	—	
下水道事業	—	
卸売市場事業	—	
農業集落排水事業	—	
特定地域生活排水処理事業	—	
産業団地整備事業	—	

注1：資金不足額がない場合は、「—」を記載

注2：経営健全化基準はいずれも20％